

静岡県告示第270号の5

介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱（平成27年静岡県告示第687号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14)～(41) (略)</p>	<p><b>第2 定義</b></p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p><u>(14) この要綱において「緊急ショートステイ」とは、介護保険法第8条第9項に規定する短期入所生活介護又は同条第10項に規定する短期入所療養介護の事業を行う事業所のうち、要介護者（介護保険法第7条第3項に規定する要介護者をいう。以下同じ。）に対する虐待及び要介護者の急な疾病等に対応するものをいう。</u></p> <p>(15)～(42) (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表1 地域密着型サービス等整備助成事業の項及び介護施設等の施設開設準備経費等支援事業の項を次のように改める。

地域密着型サービス等整備等助成事業	施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所であって、知事が別に定める要件を満たすもの	定員1人当たり	4,480,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、定員1人当たり224,000円を加算する。)
	施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業	(2) 小規模介護老人保健施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの	1施設当たり	56,000,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり2,800,000円を加算する。)

(3) 小規模介護医療院	1 施設当たり	56,000,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり2,800,000円を加算する。)
(4) 小規模養護老人ホームであって、知事が別に定める要件を満たすもの	定員1人当たり	2,380,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、定員1人当たり119,000円を加算する。)
(5) 小規模軽費老人ホームであって、知事が別に定める要件を満たすもの	定員1人当たり	4,480,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、定員1人当たり224,000円を加算する。)
(6) 認知症高齢者グループホーム	1 施設当たり	33,600,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり1,680,000円を加算する。)
(7) 小規模多機能型居宅介護事業所であって、知事が別に定める要件を満たすもの	1 施設当たり	33,600,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合に

			あつては、1施設当たり 1,680,000円を加算する。)
(8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1施設当たり	5,940,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあつては、1施設当たり297,000円を加算する。)	
(9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、知事が別に定める要件を満たすもの	1施設当たり	33,600,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあつては、1施設当たり1,680,000円を加算する。)	
(10) 認知症対応型通所介護事業所	1施設当たり	11,900,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあつては、1施設当たり595,000円を加算する。)	
(11) 介護予防拠点	1施設当たり	8,910,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあつては、1施設当たり445,500円を加算する。)	
(12) 地域包括支援センター	1施設当たり	1,190,000円 (他の対象施設との合築又は併	

			設を行う場合にあっては、1施設当たり59,500円を加算する。)
	(13) 生活支援ハウス	1施設当たり	35,700,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり1,785,000円を加算する。)
	(14) 緊急ショートステイ	定員1人当たり	1,190,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、定員1人当たり59,500円を加算する。)
	(15) 施設内保育施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの	1施設当たり	11,900,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、1施設当たり595,000円を加算する。)
	(16) 小規模介護付きホーム	定員1人当たり	4,480,000円 (他の対象施設との合築又は併設を行う場合にあっては、定員1人当たり224,000円を加算する。)
空き家	(1) 認知症高齢者グループホーム	1施設当たり	8,910,000円

<p>を活用し、かつ、施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業</p>	<p>(2) 小規模多機能型居宅介護事業所であつて、知事が別に定める要件を満たすもの</p> <p>(3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所であつて、知事が別に定める要件を満たすもの</p> <p>(4) 認知症対応型通所介護事業所</p>		
<p>介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に係る事業であつて、知事が別に定める要件を満たすもの</p>	<p>(1) 大規模特別養護老人ホーム</p> <p>(2) 大規模介護老人保健施設</p> <p>(3) 大規模介護医療院</p> <p>(4) 大規模養護老人ホーム</p> <p>(5) 大規模軽費老人ホーム</p>	<p>定員 1 人当たり</p>	<p>1, 128, 000円</p>
<p>介護施設等の施設開設準備経費等支援事</p>	<p>創設し、増床し、改築し、又は増改</p> <p>(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所</p> <p>(2) 大規模介護老人保健施設</p> <p>(3) 大規模介護医療院</p> <p>(4) 大規模軽費老人ホームであつて、知事が別に定める要件を満たすもの</p>	<p>定員 1 人当たり</p>	<p>839, 000円</p>

業	築する施設の開設準備に係る事業	(5) 大規模養護老人ホーム			
		(6) 大規模介護付きホーム			
		(7) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所			
		(8) 小規模介護老人保健施設			
		(9) 小規模介護医療院			
		(10) 小規模軽費老人ホームであって、知事が別に定める要件を満たすもの			
		(11) 小規模養護老人ホーム	定員1人当たり	420,000円	
		(12) 認知症高齢者グループホーム	定員1人当たり	839,000円	
		(13) 小規模多機能型居宅介護事業所	宿泊定員1人当		
		(14) 看護小規模多機能型居宅介護事業所	たり		
		(15) 小規模介護付きホーム	定員1人当たり		
		(16) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1施設当たり	14,000,000円	
		(17) 訪問看護事業所であって、知事が別に定める要件を満たすもの	1施設当たり	4,200,000円	
		(18) 施設内保育施設であって、知事が別に定める要件を満たすもの			
		介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換する施設の開設準備に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所	定員1人当たり	219,000円
			(2) 大規模介護老人保健施設		
			(3) 大規模介護医療院		
			(4) 大規模軽費老人ホーム		
(5) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所					
(6) 小規模介護老人保健施設					
(7) 小規模介護医療院					
(8) 小規模軽費老人ホーム					
(9) 認知症高齢者グループホーム					
(10) 小規模多機能型居宅介護事業所					
(11) 看護小規模多機能型居宅介護事業所					
(12) 生活支援ハウス					
(13) 有料老人ホームへ転換するものであって、知事が別に定める要件を満たすもの					
(14) サービス付き高齢者向け住宅へ転換する					



める要件を満たすもの

別表1 既存の特別養護老人ホーム等のユニット化改修等支援事業の項中

「

大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期  
入所生活介護事業所

を

」

「

(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する  
短期入所生活介護事業所

に、

(2) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設  
する短期入所生活介護事業所

」

「

介護施設等における看取り環境の整備に係る事業であって、知事が別に定める要件を満たすもの	(1) 大規模特別養護老人ホーム	1施設当たり	3,500,000円
	(2) 大規模介護老人保健施設		
	(3) 認知症高齢者グループホーム		

」

を

介護施設等における看取り環境の整備に係る事業であって、知事が別に定める要件を満たすものの	(1) 大規模特別養護老人ホーム	1施設当たり	3,500,000円
	(2) 大規模介護老人保健施設		
	(3) 大規模介護医療院		
	(4) 大規模養護老人ホーム		
	(5) 大規模軽費老人ホーム		
	(6) 大規模介護付きホーム		
	(7) 地域密着型特別養護老人ホーム		
	(8) 小規模介護老人保健施設		
	(9) 小規模介護医療院		
	(10) 小規模養護老人ホーム		
	(11) 小規模軽費老人ホーム		
	(12) 認知症高齢者グループホーム		
	(13) 小規模多機能型居宅介護事業所		
	(14) 看護小規模多機能型居宅介護事業所		
	(15) 小規模介護付きホーム		

に改め、同表備考1中「地域密着型サービス等整備助成事業」を「地域密着型サービス等整備等助成事業」に改める。

別表2の1中「地域密着型サービス等整備助成事業」を「地域密着型サービス等整備等助成事業」に改め、同表1(1)中

「大規模特別養護老人ホーム

を

- 「
- (1) 大規模特別養護老人ホーム
  - (2) 大規模介護老人保健施設
  - (3) 大規模介護医療院
  - (4) 大規模養護老人ホーム
  - (5) 大規模軽費老人ホーム
- 」

に改め、同表1(2)

及び(3)を次のように改める。

(2) 事業者に補助する市町に対して補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所</li> <li>(2) 小規模介護老人保健施設</li> <li>(3) 小規模介護医療院</li> <li>(4) 小規模養護老人ホーム</li> <li>(5) 小規模軽費老人ホーム</li> <li>(6) 認知症高齢者グループホーム</li> <li>(7) 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>(8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所</li> <li>(9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>(10) 認知症対応型通所介護事業所</li> <li>(11) 介護予防拠点</li> <li>(12) 地域包括支援センター</li> <li>(13) 生活支援ハウス</li> <li>(14) 緊急ショートステイ</li> <li>(15) 施設内保育施設</li> <li>(16) 小規模介護付きホーム</li> </ul>	<p>静岡県計画及び市町計画に基づく施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 既に実施している事業に係る経費</li> <li>(2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</li> <li>(3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費</li> <li>(4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費</li> <li>(5) その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</li> </ul>	<p>別表1に掲げる基準単価（別表3区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合は、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたもの）により算出された額</p>	<p>補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内</p>
空き家を活用し、かつ、施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 認知症高齢者グループホーム</li> <li>(2) 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>(3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>(4) 認知症対応型通所介護事業所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費</li> <li>(4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費</li> <li>(5) その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</li> </ul>		

(3) 市町等に補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業	(1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所 (2) 小規模介護老人保健施設 (3) 小規模介護医療院 (4) 小規模養護老人ホーム (5) 小規模軽費老人ホーム (6) 認知症高齢者グループホーム (7) 小規模多機能型居宅介護事業所 (8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (9) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (10) 認知症対応型通所介護事業所 (11) 介護予防拠点 (12) 地域包括支援センター (13) 生活支援ハウス (14) 緊急ショートステイ (15) 施設内保育施設 (16) 小規模介護付きホーム	静岡県計画及び市町計画に基づく施設等の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）。ただし、次に掲げる経費を除く。 (1) 既に実施している事業に係る経費 (2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費	別表1に掲げる基準単価（別表3区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合は、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたもの）により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない額（当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）以内
空き家を活用し、かつ、施設を創設し、増床し、改築し、又は増改築する事業	(1) 認知症高齢者グループホーム (2) 小規模多機能型居宅介護事業所 (3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (4) 認知症対応型通所介護事業所	(3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費 (4) 職員の宿舎、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費 (5) その他施設等整備に関する事業として適当と認められない事業に係る経費		

介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備に係る事業	(1) 大規模特別養護老人ホーム (2) 大規模介護老人保健施設 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模養護老人ホーム (5) 大規模軽費老人ホーム			
--------------------------------------	---	--	--	--

別表 2 の 2 (1) 中

「	(3) 大規模軽費老人ホーム (4) 大規模養護老人ホーム (5) 大規模介護付きホーム	」	「	(3) 大規模介護医療院 (4) 大規模軽費老人ホーム (5) 大規模養護老人ホーム (6) 大規模介護付きホーム	」	に改め、同表 2 (2)
---	--	---	---	--	---	--------------

中

- (1) 地域密着型特別養護老人ホーム
- (2) 小規模介護老人保健施設
- (3) 小規模介護医療院
- (4) 認知症高齢者グループホーム
- (5) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (6) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (7) 小規模介護付きホーム
- (8) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (9) 訪問看護事業所
- (10) 施設内保育施設

- (1) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所
- (2) 小規模介護老人保健施設
- (3) 小規模介護医療院
- (4) 小規模養護老人ホーム
- (5) 小規模軽費老人ホーム
- (6) 認知症高齢者グループホーム
- (7) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 小規模介護付きホーム
- (10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (11) 訪問看護事業所
- (12) 施設内保育施設

を

に、

- (2) 認知症高齢者グループホーム

- (2) 小規模介護老人保健施設
- (3) 小規模介護医療院
- (4) 小規模軽費老人ホーム
- (5) 認知症高齢者グループホーム
- (6) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (7) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (8) 小規模介護付きホーム
- (9) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (10) 小規模養護老人ホーム
- (11) 施設内保育施設

を

に改め、同表 2 (3) 中

- (3) 大規模軽費老人ホーム
- (4) 大規模養護老人ホーム
- (5) 大規模介護付きホーム
- (6) 地域密着型特別養護老人ホーム
- (7) 小規模介護老人保健施設
- (8) 小規模介護医療院
- (9) 認知症高齢者グループホーム
- (10) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (11) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (12) 小規模介護付きホーム
- (13) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (14) 訪問看護事業所
- (15) 施設内保育施設

- (3) 大規模介護医療院
- (4) 大規模軽費老人ホーム
- (5) 大規模養護老人ホーム
- (6) 大規模介護付きホーム
- (7) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所
- (8) 小規模介護老人保健施設
- (9) 小規模介護医療院
- (10) 小規模軽費老人ホーム
- (11) 小規模養護老人ホーム
- (12) 認知症高齢者グループホーム
- (13) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (14) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (15) 小規模介護付きホーム
- (16) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
- (17) 訪問看護事業所
- (18) 施設内保育施設

を

に、

- 「
- (3) 大規模軽費老人ホーム
  - (4) 大規模養護老人ホーム
  - (5) 大規模介護付きホーム
  - (6) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所
  - (7) 認知症高齢者グループホーム
- 」

を

- 「
- (3) 大規模介護医療院
  - (4) 大規模軽費老人ホーム
  - (5) 大規模養護老人ホーム
  - (6) 大規模介護付きホーム
  - (7) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所
  - (8) 小規模介護老人保健施設
  - (9) 小規模介護医療院
  - (10) 小規模軽費老人ホーム
  - (11) 認知症高齢者グループホーム
  - (12) 小規模多機能型居宅介護事業所
  - (13) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
  - (14) 小規模介護付きホーム
  - (15) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
  - (16) 小規模養護老人ホーム
  - (17) 施設内保育施設
- 」

に改め、同表 3 (1) 中

- 「
- (2) 大規模介護老人保健施設
- 」

を

- 「
- (2) 大規模介護老人保健施設
  - (3) 大規模介護医療院
  - (4) 大規模養護老人ホーム
  - (5) 大規模軽費老人ホーム
  - (6) 大規模介護付きホーム
- 」

に改め、同表 3 (2) を

次のように改める。

(2) 事業者に補助する市町に対して補助するもの

事業の内容	対象施設	補助対象経費	補助基準額	補助率(額)
特別養護老人ホーム(多床室に係る部分に限る。)をプライバシーの保護のため改修する事業	地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所	静岡県計画及び市町計画に基づく施設等のユニット化等の改修(施設の整備と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認めた整備を含む。)に必要な工事費又は工事請負費(これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。)及び工事事務費(工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。)について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。	別表1に掲げる基準単価(別表3区分欄に掲げる区分につき、同表の対象施設の種類欄に掲げる対象施設が静岡県計画に記載される場合は、同表の加算額の欄に掲げる額を加えたもの)により算出された額	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較して少ない方と、総事業費から寄附金その他の収入額(社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄附金収入額を除く。)を控除した額とを比較して少ない額(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。)以内
介護療養型医療施設から介護老人保健施設等へ転換創設をし、転換改築をし、又は転換改修をする事業	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 大規模特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所</li> <li>(2) 大規模介護老人保健施設</li> <li>(3) 大規模介護医療院</li> <li>(4) 大規模軽費老人ホーム</li> <li>(5) 地域密着型特別養護老人ホーム及び併設する短期入所生活介護事業所</li> <li>(6) 小規模介護老人保健施設</li> <li>(7) 小規模介護医療院</li> <li>(8) 小規模軽費老人ホーム</li> <li>(9) 認知症高齢者グループホーム</li> <li>(10) 小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>(11) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</li> <li>(12) 生活支援ハウス</li> <li>(13) 有料老人ホーム</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 既の実施している事業に係る経費</li> <li>(2) 他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業に係る経費</li> <li>(3) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業に係る経費</li> <li>(4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫を建設する事業に係る経費</li> <li>(5) その他ユニット化等の改修に関する事業として適当と認められない事業に係る経費</li> </ol>		

<p>介護療養型老人保健施設から介護医療院へ転換創設をし、転換改築をし、又は転換改修をする事業</p>	<p>(14) サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>(1) 大規模介護医療院</p> <p>(2) 小規模介護医療院</p>			
<p>介護施設等における看取り環境の整備に係る事業</p>	<p>(1) 地域密着型特別養護老人ホーム</p> <p>(2) 小規模介護老人保健施設</p> <p>(3) 小規模介護医療院</p> <p>(4) 小規模養護老人ホーム</p> <p>(5) 小規模軽費老人ホーム</p> <p>(6) 認知症高齢者グループホーム</p> <p>(7) 小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(8) 看護小規模多機能型居宅介護事業所</p> <p>(9) 小規模介護付きホーム</p>	<p>静岡県計画及び市町計画に基づく看取り環境の整備に必要な工事費又は工事請負費（これらと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。）、工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。）、需要費（修繕費）、使用料及び賃借料又は備品購入費について、市町が補助するのに要する経費。ただし、次に掲げる経費を除く。</p> <p>(1) 既に実施している事業に係る経費</p> <p>(2) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一</p>		

	部を負担し、又は補助している 事業に係る経費 (3) 土地の買収又は整地等個人の 資産を形成する事業に係る経費 (4) 職員の宿舍、車庫又は倉庫を 建設する事業に係る経費 (5) その他看取り環境整備に関す る事業として適当と認められな い事業に係る経費	
--	---	--

別表2の3(3)中

「 大規模特別養護老人ホーム及び併 設する短期入所生活介護事業所 」	を	「 (1) 大規模特別養護老人ホーム及 び併設する短期入所生活介護事 業所 (2) 地域密着型特別養護老人ホー ム及び併設する短期入所生活介 護事業所 」	に、
「 (3) 認知症高齢者グループホーム 」	を	「 (3) 大規模介護医療院 (4) 大規模養護老人ホーム (5) 大規模軽費老人ホーム (6) 大規模介護付きホーム (7) 地域密着型特別養護老人ホー ム (8) 小規模介護老人保健施設 (9) 小規模介護医療院 (10) 小規模養護老人ホーム (11) 小規模軽費老人ホーム (12) 認知症高齢者グループホーム (13) 小規模多機能型居宅介護事業 所 (14) 看護小規模多機能型居宅介護 事業所 (15) 小規模介護付きホーム 」	に改める。

様式第2号及び様式第3号中「地域密着型サービス等整備助成事業」を「地域密着型サービス等整備等助成事業」に改める。

**附 則**

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の介護サービス提供体制整備促進事業費補助金交付要綱の規定により交付の決定があった補助金については、なお従前の例による。